

事務代行サービス利用規約

この「事務代行サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、公益社団法人全国
民営職業紹介事業協会（以下「協会」といいます。）が実施する事務代行サービスの利用に
ついて、事務代行サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）との間に適用され
る必要な事項を定めるものです。

第1条 定義

- 1 本規約における「事務代行サービス」とは、利用者が職業安定法に基づき職業紹介
事業者又は職業紹介責任者に義務付けられる「人材サービス総合サイト」への情報提
供及び「厚生労働省人事労務マガジン」の購読に係る事務について、協会がその支援
又は事務代行（以下「代行」という。）を行うことをいいます。
- 2 協会が行う事務代行サービスの内容は、次のとおりです。
 - (1) 人材サービス総合サイト掲載サービス
協会は、利用者から提供された情報に基づき、厚生労働省「職業紹介事業の業務
運営要領」の第9の5の(1)に掲げる就職者数等の必要な事項を、厚生労働省が運
営する「人材サービス総合サイト」へ掲載します。
なお、「人材サービス総合サイト」への掲載の有無及びその内容は、協会において
登録画面を紙媒体に印刷し、利用者あて通知します。
 - (2) 人事労務マガジン提供サービス
協会は、利用者に対して、「厚生労働省人事労務マガジン」の掲載内容を定期的に
紙媒体により情報提供します。

第2条 利用の申込

- 1 事務代行サービスの利用を希望する者は、利用申込書（様式1）に必要事項を記載
して、郵便にて協会に提出するものとします。この場合、利用申込書には第3条に規
定する基本情報を添付するものとします。また、併せて協会が指定する金融機関に所
定の利用料を振り込んでいただきます。
- 2 協会は、利用申込書を受理した場合、第3条に規定する基本情報の内容及び利用料
の振込み状況を確認の上、申込手続完了通知（様式3）を送付します。事務代行サー
ビスの利用を希望する者は申込手続完了通知を受け取った時点で利用者となるもの
とします。

第3条 基本情報の登録

事務代行サービスの利用を希望する者は、次により、事務代行サービスの実施に必要な
基本情報を協会が指定する期日までに提供するものとします。

- (1) 人材サービス総合サイト掲載サービスを利用する場合
人材サービス総合サイト掲載サービス基本情報登録票（様式2-1）
- (2) 人事労務マガジン提供サービスを利用する場合
人事労務マガジン提供サービス基本情報登録票（様式2-2）

第4条 サービスの利用期間

- 1 サービス対象期間は、原則として申込手続完了通知のあった月日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで。平成30年度については平成30年1月1日から平成31年3月31日）とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、人材サービス総合サイト掲載サービスについて申込完了月日以前に利用者自身による登録義務が果たされていなかった場合のもの及び申込月日以前に協会以外の者により誤った内容が登録された場合のものその他の協会がサービスの対象としなかった事項について協会は一切の責任を負いません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、人事労務提供マガジンの登録月日は申込手続完了月日とし、登録月日以前の掲載内容の提供は行いません。

第5条 利用者からの情報提供

人材サービス総合サイト掲載サービスの利用者は、掲載に必要な就職者数等の必要な事項を、協会の指定する様式に従い、指定期日までに、協会に提供するものとします。

第6条 利用費用

- 1 利用者は、協会に対して、事務代行サービスの利用料（消費税・地方消費税相当額を含むものとします。）として第2項に掲げる額を一括して協会に支払うものとします。振込手数料は、利用者の負担とします。

2 利用料の額

(1) 利用者が協会の会員の場合

i 人材サービス総合サイト掲載サービス	年額 800 円
ii 人事労務マガジン提供サービス	年額 3,200 円
iii 上記 i と ii の同時利用の場合	年額 4,000 円

(2) 利用者が協会の会員でない場合

i 人材サービス総合サイト掲載サービス	年額 1,000 円
ii 人事労務マガジン提供サービス	年額 4,000 円
iii 上記 i と ii の同時利用の場合	年額 5,000 円

第7条 免責事項

次の各号の事由による事務代行サービスの遅延・不能等にかかる損害並びに債務不履行について協会は責任を負いません。

- (1) 厚生労働省の人事労務マガジンの発行そのものについて遅延・不能が生じたとき
- (2) 第3条による基本情報及び第5条による就職者数等の必要な事項等の事務代行サービスを実施するために必要な情報が適確に提供されないとき又は誤った情報が提供されたとき
- (3) 本サービス対象期間中に、協会以外の者によって人事労務マガジンの登録・購読が行われ、又は就職者数等が「人材サービス総合サイト」へ掲載される等、協会が提供したサービスによらず問題が生じたとき
- (4) 災害・事変等のやむを得ない事由が生じたとき
- (5) 郵便・電話・コンピュータ等の通信網に障害が生じたとき

(6) その他これに準ずるやむを得ない事情が生じたとき

第8条 解約

1 利用者からの解約の申入れは、利用者が解約依頼書（様式5）に必要事項を記載して協会に提出するか又は協会への電話により申し出ることにより行うものとします。

ただし、年度途中の解約の場合、第6条に規定された利用料の返金は行わないものとします。

2 協会による解約は、次の各号に掲げる事由が発生した場合であつて、協会から利用者へ解約の通知をすることで成立するものとします。なお、協会が、解約の通知を利用者の届出住所に発信したにもかかわらずその通知が着信しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、年度途中の解約の場合の利用料の取扱いについては前項ただし書を準用します。

- (1) 支払うべき対価が支払われないとき
- (2) 事務代行サービスに必要な情報提供がなかったとき
- (3) 住所変更等の手続きを怠る等により住所が不明となったとき
- (4) 虚偽の申告をしたことが明らかになったとき
- (5) 破産手続き開始等の申立があつた場合
- (6) 利用者が暴力的又は社会的に不正の行為を行ったこと又は暴力団関係者であることが明らかになったとき
- (7) その他上記に準ずるとき

第9条 事務代行サービス内容の変更

協会は、規約の変更を伴わない事務代行サービスの変更は、何時でも任意にできるものとします。この場合、協会は、サービスの変更内容を速やかに利用者へ通知します。

第10条 秘密保持

協会及び利用者は、事務代行サービスに伴って知得した秘密を第三者に漏えいしてはならないものとします。

第11条 契約更新

事務代行サービスの利用期間の更新は、契約期間満了日2ヶ月前（2月1日）から1ヶ月間経過する日（2月末日）までの間に利用者及び協会が合意し、協会が利用者からの利用料金の振込みを確認することにより契約更新するものとします。

第12条 協議事項

本規約に関する解釈に疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、協会と利用者は、誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

附則 この規約は、平成29年12月12日から実施します。